＜成年年齢引き下げ＞

＞

　ときは遡り，今日は，２０２０年〇月×日です。

＞

　こちらは、A君です。A君は、今月で、１８歳になりました。

A君はある日、パソコンでインターネットを見ていました。

ん、んん？なにこれ、

＞

「あなたもオンラインカウンセラーになれば大儲けできる」

　「オンラインで、いろいろな人のお悩み相談にのってあげることで、報酬金がたくさんもらえます」

＞

　へー、すごい、なるほど、人の役に立つことで、報酬金がもらえるのか。これやってみたいな。

　詳しく読んでみよう

＞

　なになに、オンラインカウンセラーになるには資格取得講習を受ける必要があります。資格取得講習は５０万円かかりますが、受講者限定の特別な融資をご紹介することができます。この特別融資で資格取得講習料金５０万円を支払って、その後、報酬金が入ればすぐに返済できます。

　なるほど、報酬金をもらってすぐに返済できるなら、全然オッケーだ。よし、申し込みをしよう

　こうして、A君は、特別融資で５０万円を借り、このオンラインカウンセラー資格取得講習料金として、この５０万円を支払いました

＞

　ヤッター、これで、僕もオンラインカウンセラーになれるぞ。これでたくさんお金を稼げるぞやったー。

＞

それから一か月後のことです。

なんと

＞

不合格、ガーン、ガガーン、ええー、そ、そ、そんなー。

あなたは修了試験に不合格になりましたので、オンラインカウンセラー資格は取得できませんでした。

再度、試験を受けるためには、もう一度、料金を支払って、講習の申し込みから、やり直しになります。

＞

　そ、そ、そんなぁ。話が違うよ。修了試験があるなんて知らなかったし、しかも不合格になったらまた最初からやり直しなんて、ひどいよ。

＞

　すると、A君に電話がかかってきました。プルルルル

＞

　もしもし、わたくし、先日、Aさんに５０万円を融資したB金融のものですが、Aさん、今月の返済金が振り込まれていないんですが、どうなってるんですかね？初回から、返済を怠るなんて、どうなってるんですか？まさか、借りたお金を返さないなんてことはないですよね？

＞

　す、す、すいません、すぐに、すぐに支払いますので。

＞

　困ったA君は、お母さんに相談したところ、こういった問題に詳しい専門家の先生のところに相談にいくことになりました。

＞

　こちらが、専門家のC先生です。

　こんにちは。今日は、どうされましたか？

　A君とA君のお母さんは詳しく事情を説明しました。

　すると、専門家の先生はこう言いました。

　なるほど、そういったご事情だったのですね。

＞

今回の契約をしたのは、２０２０年〇月×日ということですね。

＞

そして、この時点で、今回の契約をしたA君は、１８歳で、未成年ですね。

＞

そして、今回、A君は、ご両親に相談せず、一人で契約をしてしまったという状況ですと、A君のご両親は、A君がおこなった契約を取り消せる可能性があります。

　これは民法５条２項という法律に定められており、未成年者契約の取消権と言ったりします。

＞

　ただし、未成年者であれば何でも取り消しができるかというと、そうではなく、例外もあります。

たとえば、この法律では、A君が、事前にご両親の同意を得ていたり、A君が事前にご両親から自由に使ってよいと言われていたお小遣いの範囲の買い物であったり、する場合はこの取り消しはできません。

　また、A君が、自分が成年者であると嘘をついたり、だますようなことをしたりした場合にも、取り消しはできなくなります。

　今回、そういった事情はないようですので、取り消しできる可能性がありますね。

＞

　取り消し権というのがあるのですね、ありがとうございます。とても助かる情報です。ご相談できてよかったです。

＞

　それから２年後のことです。ときは、２０２２年４月２日のことです。

＞

　A君には、２歳、年の離れた妹であるD子さんという、妹さんがいました。

　こちらが、そのD子さんです。D子さんは１８歳です。

D子さんは町を歩いていると、最新型のパソコンが展示されている店舗のディスプレイを見つけました。

＞

うわー、これって、最新型のパソコンだ、うわー、いいなあ。かっこいいなー。

あれ、なんだろこれ、なになに「今なら超お得キャンペーン中、最初の一年間は月々１０００円で最新型のパソコンがゲットできちゃう」

へー、そうなの、１０００円なら私でも全然払える。これってお得だわ。

＞

他方、こちらは、このお店の店員さんです。

お客様、そちらの最新型パソコン、ただいまお得なキャンペーン中でして、お値段３０万円ですが、なんと、今なら、一年間、月々１０００円でゲットできちゃいますよ。いかがですか。

＞

　これって、ホントに、月額１０００円でいいんですか？

　じゃあ、月額１０００円なら私でも払えるので、このタブレットください。

　はい、お買い上げありがとうございます。

　やったー、超お得に、最新型のパソコンゲットできた。ラッキー

＞

　それから数か月後のことです。D子さんは、パソコンでインターネットを見てました。

　ん、んん？なにこれ？

　要注意！後になってから高額の請求が来る契約に要注意！

　あれ、そういえば、先日買ったこのパソコンも、店員さんが、なにかそんなこと言ってたけど、ちゃんと聞いてなかったんだよなぁ。ちょっと、電話で聞いてみよう

＞

　プルルルル　もしもし、あ、どうもすみません、先日、パソコンを買ったものですが、これって、毎月１０００円支払えばいいんですよね？

＞

　１年間は毎月１０００円ですが、一年経ったら残りの金額を一括払いとお伝えしましたよ。つまり、一年後に２８万８０００円一括払いです

＞

　え、ええー、一年後に２８万８、０００円なんて払えない！！どうしよー。

　困ったD子さんは、お母さんに相談したところ、こういった問題に詳しい専門家の先生のところに相談にいくことになりました。

＞

　こちらが、専門家のC先生です。

　こんにちは。今日は、どうされましたか？

　D子さんとD子さんのお母さんは詳しく事情を説明しました。

　すると、専門家の先生はこう言いました。

　なるほど、そういったご事情だったのですね。

＞

今回の契約をしたのは、２０２２年４月２日ということですね。そして、この時点で、今回の契約をしたＤ子さんは、１８歳ということですね。

＞

実は、２０２２年４月１日からは、法律が変わりまして、１８歳は未成年ではなく成年ということになりました。

そのため、今回の契約をした時点で、Ｄ子さんは未成年ではなく成年であったということになります。

そのため、今回の契約は、ご両親に相談なく契約をしたということですが、Ａ君のときとは異なり、１８歳でもう成年として扱われるため、未成年契約の取消権は行使できないのです。

＞

　え、え、ええ！！そ、そ、そんなー！！